

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 17 日

都道府県 熱中症予防対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室

指定暑熱避難施設の名称、所在地等の情報提供について
(周知依頼)

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数は5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移しています。熱中症は、全ての世代の国民の生命や生活に直結する深刻な問題です。また、地球温暖化の進行を考慮すれば、今後被害が更に拡大するおそれもあることから、今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症対策を一層強化するための気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正法」という。）が令和5年4月に成立し、本年4月に全面施行されました（改正法に係る詳細については、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和6年2月27日環保安発第2402282号環境省大臣官房環境保健部長通知）を御覧ください。）。

改正法による改正後の気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）では、第21条第1項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に存する施設であって法に規定する基準に適合するものを「指定暑熱避難施設」として指定することができることとされています。また、同条第4項の規定により、同条第1項の規定に基づき「指定暑熱避難施設」を指定したとき等において、市町村長は、当該指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等並びに開放により受入可能と見込まれる人数を公表することとされています。

環境省においては、地域における熱中症対策の推進に資することを目的として、当該施設の設置状況に関する情報について、独立行政法人環境再生保全機構と連携し、収集及び国民への提供を行うこととしました。つきましては、指定暑熱避難施設を指定した市町村において、当該施設の名称、所在地等を提供いただきたく、貴管下の全ての市町村（特別区を含む。）に、別紙依頼の周知をお願いします。

なお、収集した各市町村における指定暑熱避難施設の設置状況等については、環境省熱中症予防情報サイト及び独立行政法人環境再生保全機構のウェブサイト等において公表していく予定です。

また、今後、法第23条第1項に基づく熱中症対策普及団体の指定数についても、同様に情報提供をお願いする予定ですので、併せてお知らせします。

<担当者連絡先>

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室

五十嵐、程、崎枝、横山

TEL : 03-6206-1732

E-mail : netsu@env.go.jp

令和6年5月17日

市区町村 熱中症予防対策担当部局 御中

独立行政法人環境再生保全機構 熱中症対策部

指定暑熱避難施設の名称、所在地等の情報提供について（依頼）

今般、熱中症対策の強化のため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）が施行され、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の制度等が新設されるとともに、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）において「熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理、分析及び提供を行うこと」及び「地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うこと」が定められました。

これらに基づき、地域における熱中症対策の推進に必要な情報として、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条第1項の規定に基づき指定された指定暑熱避難施設の名称、所在地等の情報を収集し、取りまとめた情報の提供を行います。

については、別添 csv ファイルの報告様式（「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き（令和6年2月27日環境省大臣官房環境保健部）」別紙1「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の公表情報のひな型」）に所定事項を記載の上、本日以降、以下の登録フォームから随時ご登録いただけますようお願い申し上げます。

環境再生保全機構ウェブサイト 熱中症対策 自治体ページ

<https://www.erca.go.jp/heatstroke/lg/>

ログイン ID : ■■■■

ログイン PW : ■■■■

指定暑熱避難施設情報 登録フォーム

指定暑熱避難施設の名称、所在地等の登録情報については、順次取りまとめ、機構が提供する情報をリンクフリーとして機構ウェブサイトに掲載する予定です。なお、環境省の熱中症予防情報サイトにも同じ情報を掲載予定です。

<本登録フォームで収集される情報の利用目的>

本登録フォームに登録された指定暑熱避難施設の情報は、広く国民に周知が求められる情報であることから、機構において広く利用しやすい形に取りまとめ、機構ウェブサイトにて提供します。また、外部公開を目的として環境省等の国の機関等へ提供させていただく場合がございますのであらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、今後、法第 23 条第 1 項に基づく熱中症対策普及団体の指定数についても、同様に情報提供をお願いする予定です。こちらについては準備が整い次第、改めてお願いをさせていただきます。

以上

(本件お問い合わせ先)

独立行政法人環境再生保全機構

熱中症対策部熱中症情報管理課

担当：合谷、根本

TEL：044-520-9589

e-mail：info-heat@erca.go.jp